

委員会における請願（陳情）審査の流れ（案）

令和4（2022）年5月17日
議会運営委員会 資料No. 3-2

受付時

請願（陳情）者に対し、常任委員会において請願（陳情）の趣旨を説明する機会が設けられていることを説明

趣旨説明の希望の有無を確認

無しの場合

議運決定、委員会付託、紹介議員による趣旨説明等を経て採択・不採択を審査

有りの場合

常任委員会での参考人招致決定を経て、議長からの出席要請に基づき常任委員会に出席が可能になることを請願（陳情）者に説明

告示日

議会運営委員会にて、委員会付託ほか審査の取扱いを決定

定例会初日

委員会付託を経て、散会后所管の常任委員会にて請願（陳情）者等を参考人として招致を行うか否かを決定

招致を決定した場合

議長からの出席要請に基づいて常任委員会に出席し、請願（陳情）の趣旨説明を実施

招致を決定しなかった場合

申請者に対して通知を送付。請願の場合は紹介議員が常任委員会に出席し、趣旨説明を実施

委員会における請願（陳情）審査の流れ（案）

常任委員会

請願（陳情）者が、参考人として委員会に出席した場合

- ① 参考人は審査時間まで別室で待機し、参考人に対する質疑、論点等を常任委員会で話し合う。
- ② 請願（陳情）が議題となった際に、審査の冒頭5分以内で趣旨説明を行う。
- ③ 出席者は請願（陳情）者本人（団体等の場合は代表者）を含め2人以内とし、説明者は原則として請願（陳情）者本人が行う。
- ④ 委員からの質疑があった場合は、請願（陳情）者以外の者が答弁を行うことを認める。
- ⑤ 請願（陳情）者が趣旨説明の際、資料の配布を希望する場合は、必要な部数を議会事務局に確認し持参する。
- ⑥ 請願（陳情）者に対する費用弁償については現在検討中。

紹介議員が、参考人として委員会に出席した場合

- ① 請願（陳情）が議題となった際に、審査の冒頭5分以内で趣旨説明を行う。
- ② 委員の質疑に対して、必要に応じて紹介議員が答弁を行う。